

生活・環境

ごみ

住民環境課 ☎998-8203

地域別ごみ収集曜日一覧表

朝8時までに出してください。

▶収集曜日 自分の地域を確認して決められた曜日に出してください。

居住地域	燃やすごみ	びん類・缶類	細かい枝・草葉類	燃やせないごみ	有害・危険ごみ	紙・布類	ペットボトル・白いトレイ
富盛、世名城、高良、志多伯、当銘、宍次、外間、友寄、友寄第一団地、白川ハイツ、大倉ハイツ、外間団地、友寄東ハイツ、外間高層住宅、新城、後原、波名城、安里、与座、仲座、南与座分屯地、八重瀬分屯地	毎週 火・金曜日	毎週 火曜日	毎週 金曜日	毎週 月曜日	毎週 月曜日	毎週 月曜日	毎週 月曜日
東風平、伊霸、上田原、屋宜原、小城、屋宜原団地、県営屋宜原団地、具志頭、大頓、港川、長毛、県営長毛団地、県営大頓団地、県営伊霸団地	毎週 水・土曜日	毎週 水曜日	毎週 土曜日	毎週 木曜日	毎週 木曜日	毎週 木曜日	毎週 木曜日

● びん類・缶類はどちらも毎週の収集となります。

● 毎週日曜日、5月5日、11月23日(勤労感謝の日)、1月1日~3日のごみ収集は休みです。

※上記以外の祝日は、収集を行います。

※災害(台風等)などで、ごみ収集ができない場合があります。その際は、町のホームページをご確認ください。

ごみの出し方

● 町指定のごみ袋にいれて口はきちんと結んでください。

ごみの減量化・資源化に努めましょう(分別されていないごみは収集できません)

もや すご み	もやさごみの袋 週2回収集 (区域別収集日参照)	プラスチック類、ゴム・皮革、毛布類(化織類など)、生ごみ資源ゴミ、紙おむつ、布きれ、下着類、CD・テープ、カーボン紙、その他 ※指定ごみ袋に入れ、袋の口をきちんと結んでから出してください。(1世帯3袋まで) ※生ごみは、水切りをしてから出してください。 ※紙おむつの汚物はトイレに流してください。
もや さない ごみ	もやさないごみの袋 週1回収集 (区域別収集日参照)	金属類(なべ、やかん、傘等)、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品類、小型電化製品類(アイロンサンイズ)、乾電池、その他 ※指定ごみ袋に入れ、袋の口をきちんと結んでから出してください。(1世帯3袋まで) ※乾電池(マンガン・アルカリ)については、透明な袋に小分けしてから指定ごみ袋に入れてください。 ※バッテリー式の小型電化製品類については、バッテリーを抜いてからごみに出てください。 (バッテリーは販売店等へ引き取らせてください) ※爆発性のあるもの(カセットボンベ缶やスプレー缶)は中身を使い切ってから、危険ごみに出てください。
有 害・危 険ご み	もやさないゴミの袋 週1回収集 (区域別収集日参照)	蛍光灯、割れガラス、割れピン等、カミソリ、カッター、刃物等、ライター、水銀体温計等 ※指定ゴミ袋に入れ、袋の口をきちんと結んでから出してください。 ※ガラスびん等の割れた破片は、紙などに包んでから「キケン」と書いて袋に入れて出してください。 ※充電式電池、ボタン型水銀電池は、販売店等へ引き取らせてください。 ※蛍光灯は元の箱などに入れ、飛散対策をしてから袋に入れてください。 ※ライターは透明な袋に小分けしてからごみ袋に入れてください。 ※割れた板ガラス等などで袋に入らないものは粗大ごみで予約してください。
粗 大 ご み	(予約受付制) ※事前に電話で予約をお願いします。 平日9時~17時 (12時~13時を除く) ☎998-4677 シルバー人材センター	●家具類、畳、ジュークタン等、布団等、角材・板きれ(1m程度、20Kg以内)、金属・プラスティック製パイプ(20Kg以内に束ねる)、電子ピアノ、自転車、電子レンジ、ガスコンロ、鉄アレイ等 ※指定ごみ袋に入らない物が「粗大ごみ」となります。 ●スプリング入りマットレス、スプリング入りソファー ※処理券は、町内のスーパー・コンビニ等で購入できます。大小の2種類あります。 処理券(大)600円→重さが10Kg以上または容量が1m ³ 以上 処理券(小)300円→重さが10Kg未満または容量が1m ³ 未満 ※1度に出せるのは、4点までです。 ※1個または1束につき処理券1枚を貼ってください。



資源ごみ 週1回収集区域別収集日参照	かん (かごに入れて出してください)	アルミニ缶・スチール缶・缶詰の缶・おかし缶等 ※スプレー缶は使い切ってキャップをはずして、危険ゴミとして出してください。	<p>正しい出し方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種類ごとに分けて出して下さい。 ●かご等に入れて出して下さい。  <p>●びん・ペットボトルはキャップやラベルを必ず外してください。 ●かん・びん・ペットボトルは中をよくすりましょう。 ●ペットボトルはできるだけつぶしてください。</p> <p>※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。 </p>
	びん (かごに入れて出してください)	ジュース類、ビール、ドリンク剤、泡盛、ワイン等、コーヒー、つゆ、化粧品びん ※中の異物は取り除いてください。 ※割れたびんは「きけんごみ」になります。	
	ペットボトル (かごに入れて出してください)	 ※このマークが目印で、主に飲料用が対象です。 ※プラスチック製キャップは「もやすごみ」へ	
	紙類	新聞紙・チラシ・ダンボール、紙パック、雑紙・本類 ※種類別にヒモでしばって出してください。	
	布・古布類	古着(下着以外)、タオル、シーツ(綿100%の古布)等 ※種類別にヒモでしばって出してください。 ※下着類・毛布・カーテン等は「もやすごみ」になります。	

草木類	もやすごみの袋	<p>出し方</p>  <p>●草木以外(ごみ等)は入れないで! ●土はおとして入してください。 ●お花・落ち葉・草 50cm以内 ●束ねて出す ●ゴミ袋で出して下さい。</p>	<p>出す量 2袋まで!</p>  <p>●多量に提出場合は日々分けて下さい ●一度に処理したい時は自己搬入(下歩留)。 ●袋の大きさはごみ袋(大)のサイズまで</p>	<p>出す場所</p>  <p>通常の家庭ごみを出す場所です。 空き地やお墓などの前は収集できません。</p>
		<p>出せないもの</p>  <p>木材、ベニヤ板、角材などは収集車が運搬する可能性があるので「粗大ごみ」又は、自己搬入で出してください。</p>	<p>自己搬入 多量の草木の処理方法</p> <p>処理方法</p> <p>●搬入前に住民環境課窓口へ申込みが必要です。草木が山の住所・氏名・電話番号・車両番号・着入口等を登録します。草木以外のことで袋は持ち帰りください。 ●車を自家で運搬し、町の指定する場所へ搬入してください。 ※事業活動に伴って排出される草木等は受け入れできません。 ※空き地やお墓などの住居外で出された草木は、町では収集できません。</p> <p>お問い合わせ先: 住民環境課 ☎998-8203</p>	

※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。



家電4品目の出し方

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、ごみとして出さずにリサイクルすることが義務づけされています。

家電を購入した販売店、買い替えを購入した販売店にお問い合わせをし、引取依頼するようお願いします。

パソコンの出し方

「資源有効利用促進法」に基づき、家庭で使わなくなったパソコンはメーカーが回収・リサイクルする義務があります。各メーカーへ問い合わせてください。メーカーが不明、自作の場合は、パソコン3R推進協会(03-5282-7685)までお問い合わせください。

守ろう！！ごみの出し方

きまつたごみを	分別して決められた方法
きまつた日時に	夜から出さず指定日の朝8時までに
きまつた場所へ	他の場所には出さない

年々増え続けるごみの、減量化・資源化を目的に「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の5種類分別で収集します。

リサイクル法により定められたもの

【家電4品目】販売店へ問合せください。

※平成21年4月1日から薄型テレビ(液晶式・プラズマ式)、

衣類乾燥機が新たに対象となりました。



●ブラウン管式テレビ
※薄型テレビ(液晶型、プラズマテレビ)を含む。



●エアコン



●冷蔵庫



●洗濯機
※衣類乾燥機を含む。

【パソコン】各メーカーへ問合せください。



●デスクトップ型パソコン



●ノートパソコン

※デスクトップ型パソコンは、本体・ディスプレイの単体でもリサイクルの対象となります。

生ごみ自己処理奨励について

家庭からでる生ごみを堆肥化・減量化を目的とした、処理機・処理容器・処理菌に対して奨励金を交付しています。

奨励金の額は、処理機・処理容器・処理菌、それぞれ上限額が異なるため、住民環境課へお問い合わせください。

広 告

総合建設業【鉄工全般・建築・土木・園芸・増改築・設計】

沖縄県知事許可(般)第12506号

豊建工業 株式会社

代表取締役 豊川 修

▼施工例▼



台風時のごみ収集について

台風襲来時、暴風警報が発令された場合は、ごみ収集業務停止となります。

次回の指定収集日に、ごみを出すようご協力お願いします。

尚、暴風警報が解除される時間により、次のような対応となります。

●午前8時00分時点での警報が発令中の場合

→その日のごみ収集は中止します。次回のごみの日に出してください。

●ごみ収集中に警報が発令された場合

→警報が発令された時点で収集を中止します。

出したごみが収集されていない場合は、次回のゴミ回収日に出してください。

例(火曜日なら金曜日、水曜日なら土曜日)

※可燃ごみの場合

▶台風等の強風による飛来物について

●強風などにより飛んできた飛来物については、飛来物があった場所の管理者が対応することになります。

近隣の方などに迷惑をかけないためにも、外にあるものは「家の中に保管する」、「ロープで縛る」などの対応を行うようしてください。

台風が発生した場合は、町のホームページ、防災無線放送及び自治会の放送にてごみ収集について周知を行いますので、台風情報をこまめに確認してくださいますよう、お願ひいたします。

また、台風後はごみの排出が多くなるため、収集が遅れることがありますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

事業系ごみについて

事業系ごみは町では収集しません。

町の許可業者に依頼してください。

▶事業系ごみとは？

会社や飲食店、商店等の事業活動に伴って排出されるごみで、「産業廃棄物以外のごみ」をいいます。

事業活動には、営利を目的とするものばかりではなく、病院・学校・社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含みます。

▶事業者の責務について

事業者は事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが法律で規定されていて、廃棄物の減量が図られるよう努めなければなりません。

ごみ処理場への自己搬入について

住民環境課 ☎998-8203

引越、大掃除等で出たごみや粗大ごみは、ごみ処理場に直接自己搬入することができます。その際には、指定ごみ袋・粗大ごみ処理券は使用しないでください。

※本町のごみ出しルールを守って出していただき、大量の場合は直接自己搬入していただき、適正に処理するようお願いいたします。

処理方法が分からぬごみがあれば、住民環境課までご連絡ください。

野焼きについて

野焼きはダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあり、悪臭や煙により周辺住民の健康や生活環境を著しく損ないます。野焼きの被害を受けている人がいることを理解し、野焼きはしないようにしてください。

●野焼きとは？

野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物(ごみ)を焼却する行為であり、ドラム缶やブロック囲いで燃やしたり、自宅の庭等で燃やしたりすることも野焼きに該当します。

●野焼きの禁止

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において一部の例外(畠の草木の焼却等)を除き、禁止となっています。また、一定基準を満たしていない焼却炉の使用は禁止されています。

浄化槽について

浄化槽設置者のみなさま、浄化槽の清掃はきちんと行われているでしょうか？

浄化槽の清掃は浄化槽内にたまつたスカムや汚泥などを引き出すとともに、汚泥の調整や装置の洗浄をおこない、法律でも毎年1回の清掃が義務づけられています。

また、浄化槽の清掃及びし尿の汲み取りをする業者は、町の許可を受けた浄化槽清掃許可業者が行うことと法律で定められています。依頼する際は、下記の業者まで連絡してください。

なお、浄化槽の清掃及びし尿の汲み取りを依頼する際は、必ず見積をさせてから清掃させてください。
<町許可業者一覧>

- 新垣衛生 ☎098-998-5706
- 神谷衛生 ☎070-5279-3510
- 福正産業 ☎098-998-8261
- 衛生管理サービス ☎098-998-1512



上水道

南部水道企業団 ☎998-5018

八重瀬町の上水道は、南部水道企業団が所管(管理)を行っております。

お問合せは、以下連絡先へお願いします。

南部水道企業団		
課名	連絡先	業務内容(こんな時は~)
経営課	☎998-2151	●水道料金に関すること ●入退去等に伴う開閉栓業務に関する事 ●給水管の水漏れに関する事 ●予算・決算に関する事
管理課	☎840-7677	●水道施設の維持管理に関する事 ●道路や給水管からの水漏れに関する事 ●水道水の水質に関する事
施設課	☎998-2897	●水道管の拡張、更新工事に関する事
総務課	☎998-5018	●広報、公聴に関する事 ●防災に関する事 ●入札及び契約に関する事 ●議会に関する事
その他	☎080-1787-0448(緊急) Fax998-2049	●夜間、休日の緊急時における水漏れに関する事

●開庁時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15(土日・祝日「※沖縄慰霊の日含」・休日・年末年始を除く)

住所:〒901-0494

八重瀬町字東風平1473番地2(位置図)



水道を使用されるお客様へお願い



生活・環境

水漏れは初めの内はわずかでも、日ごとに多くなり、貴重な水が無駄になるばかりでなく、お客様にとっても水道料金が高くなります。早めの水漏れ発見と修理をお願いします。

▶簡単な水漏れ確認方法

タンク給水の場合はタンク満水時に、直結給水は次のとおり調べられます。

- ①全ての蛇口を閉め、水道を使用しないようにします。
 - ②水道メーターのパイロット部分の回転の有無をみます。
- パイロットが回転しない場合
→水漏れの疑いは無い
 - パイロットが回転する場合
→水漏れの疑い有り

③水漏れの疑い有りの場合

- トイレや蛇口等で水漏れがないか、お確かめください。
- 水漏れ個所が不明な場合は、南部水道企業団まで連絡をお願いします。

④水漏れの場合は、指定給水装置事業者をご案内いたします。

- 給水管の工事や水漏れを修理する時は、資格等を持っている事を条件に水道管の工事を行う事ができます。水道法に定められている事業者の指定基準に適合していると認められる指定給水装置事業者をお勧めします。

- 料金に関する連絡先 ☎998-2151
- 指定工事業者に関する連絡先 ☎840-7677
- 指定工事事業者URL
<http://nanbusuido.jp/?p=4738>



下水道(集落排水)

下水道の効果と役割

- ①悪臭や害虫の発生を防ぎ、快適な生活ができます。
- ②農業用の用水や排水施設の機能を守ります。
- ③トイレの水洗化で清潔な生活ができます。
- ④川や海がきれいになります。

下水道へ接続しましょう

下水道に接続するためには排水設備工事が必要です。

▶下水道整備完了区域

- 漁業集落排水処理区域(港川・長毛・具志頭の一部)
- 農業集落排水処理区域(新城・後原・具志頭の一部)

▶下水道とは

町が道路に下水道本管やマンホールを設置し、管理を行う部分を「下水道」といいます。八重瀬町の下水道は分流式下水道ですので、雨水は一緒に流すことができません。

▶排水設備とは

家庭の台所・浴室・便所などから出る家庭排水(雨水は除く)を公共ますを経由して下水道に流すために、個人の敷地内に設置する排水管や接続ますのことを「排水設備」といいます。

排水設備を設置し下水道に接続する「排水設備工事(接続工事)」は、個人負担で行っていただくことになります。

▶公共ます(取付ます)とは

下水道と排水設備とを接続するために町が設置したものを「公共ます」といいます。

排水設備がつまつたら

トイレ、風呂場、台所などの屋内排水設備、又は家の外の屋外排水設備がつまつたとき、宅地内は個人で排水設備指定工事店やその他の業者に修理してもらいます。

道路の公共ますや下水管のつまりについては下水道管理者へ連絡してください。

下水道使用料について

下水道の使用水量は、原則的に水道の使用水量を基にしており、上水道と一緒に支払いしてください。

▶下水道使用料金表

(消費税込)

基本料金		超過料金	
8mまで	629円	8mを超えて20mまで1mにつき	63円
		20mを超えて50mまで1mにつき	73円
		50mを超えて80mまで1mにつき	79円
		80mを超えるもの	89円

※上記金額は令和元年10月現在の料金です。



生活・環境

森林を伐採する

▶森林計画対象森林を伐採する際は…

伐採する30日～90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を農林水産課に提出する必要があります。

▶伐採後の造林が完了した際は…

伐採完了後30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」をこちらも農林水産課に提出する必要があります。

畑を借りるためには

- 農業委員会の許可……農地法
- 市町村の公告…………農業経営基盤強化促進法
- 県の公告(公社)……農地中間管理事業の推進に関する法律

※借りる手続きは公社、市町村が代行で書類を作成するので農家の負担が少ない！

犬の登録と予防接種について

狂犬病は、犬をはじめ、人間を含めた多くの動物も感染し、発症するとほぼ100%死んでしまう恐ろしい病気です。

犬の飼い主は狂犬病予防法にて生後91日以上の犬に、生涯一度の登録と年一回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

狂犬病予防法は決して犬のためだけでなく国民を守るために法律です。犬を飼っている方は必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

※飼い主に毎年4月頃ハガキを郵送しています。



建築基準法の建築工事届

都市整備課 ☎998-6989

都市計画区域外(具志頭地域)で建築物の建築等を行う場合、1号建築物・2号建築物・3号建築物以外の建築物(4号建築物で延床面積10m²以上)の建築等の際は、建築確認申請は不要ですが建築工事届の提出が必要となります。

※詳しくは都市整備課までお問い合わせください。

中高層建築物による電波障害防止に関する届出について 都市整備課 ☎998-6989

中高層建築物(建築物、工作物)が建設されることにより、近隣関係者との間に生ずる電波障害に関する紛争を未然に防止するため、中高層建築物を建築する建築主、管理者、占有者は建築物を建築する前に「電波障害防止に関する届出書」の届出をする必要があります。

<届出行為>

- ①高さが10m以上のもの
- ②良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれがあるもの

※詳しくは都市整備課までお問い合わせください。

土地区画整理事業

都市整備課 ☎998-6989

<事業の目的>

本町は、沖縄全体への交通利便性が高いことから、国道507号線沿いを中心に無秩序なミニ開発等による宅地開発が懸念され、土地利用の混在のままスプロール化の進行による後追い的な公共投資に迫られる前に、土地区画整理事業による道路公園等の公共施設の整備改善及び良好で健全な市街地の形成を図ることを目的に、「伊霸土地区画整理事業」「屋宜原土地区画整理事業」「富盛田園土地区画整理事業」の【3地区】の土地区画整理事業に着手しております

▶事業名称・施行者の名称・地区面積

- ①那覇広域都市計画事業 伊霸土地区画整理事業
施 行 者:八重瀬町(公共施行)
地区面積:42.5ha
- ②那覇広域都市計画事業 屋宜原土地区画整理事業
施 行 者:八重瀬町(公共施行)
地区面積:28.3ha
- ③田園居住区整備事業 富盛田園土地区画整理事業
施 行 者:富盛田園土地区画整理組合(組合施行)
地区面積:11.3ha

●土地区画整理事業区域内において行う以下の行為については、八重瀬町役場都市整備課まで問い合わせください。

- ①建物等の建築及びその他工事
- ②建築に伴い道路内に水道管や排水管等を埋設する工事
- ③道路へ出入りするための歩道部分の切り下げ等を行う工事
- ④仮換地指定されている土地の分筆
- ⑤土地の売買や相続等による所有権の移転
- ⑥その他お困りの際は、都市整備課までご連絡ください。

▶その他の留意事項

建物の表示登記、住所変更や金融機関からの融資を受ける場合等において、相手方から施行者が発行する証明書(仮換地指定証明等)を要求されたときは、施行者まで申し出ください。

建物を建築するにあたって

都市整備課 ☎998-6989

地区計画の届出

地区計画とは、身近な生活空間における良好な環境の形成・保全を図るために、建築物の用途や高さ、建ぺい率、容積率、壁面後退などに関するルールを地区の特性に応じて定めることによって、建築または開発行為を規制・誘導するまちづくりの計画です。

八重瀬町では、伊霸地区地区計画(伊霸土地区画整理事業地内)、屋宜原地区地区計画(屋宜原土地区画整理事業地内)、富盛地区集落地区計画(富盛田園土地区画整理事業地内)、こちんだプラザ地区地区計画(字屋宜原サンエー付近)の4地区において、地区計画が定められています。

地区計画区域において、建築や工作物の建築・建設を行う際は「地区計画の区域内における行為の届出」が必要となります。また、建築物の増築などを行う場合にも「地区計画変更届」の届出を行うようお願いします。

※詳しくは都市整備課までお問い合わせください。



道路の維持・管理

土木建設課 ☎998-2623

道路の占用

道路敷地に、個人の工作物や物件を設置することは原則として禁止されています。ただし、道路上に上下水道管類を埋設するときや、電柱、照明、足場等の設置など道路を使用するときは、道路管理者（町長）の許可を受けることで、設置することができるものもあります。

この場合は土木建設課に所定の申請書を提出して事前に許可を受けてください。

※土地区画整理事業区域内の道路占用については、

都市整備課にお問い合わせください。

道路工事

道路へ車の出入りするため、歩道部分の切り下げやガードレール等の撤去、舗装の道路工事を行うとき、排水施設等の設置又は改良するときは、道路管理者（町長）の承認が必要です。

土木建設課に所定の申請書を提出してください。

※土地区画整理事業区域内の道路工事については、

都市整備課にお問い合わせください。

幅員証明

タクシーの営業や一般貨物運送業等で陸運局へ申請する場合に必要となる道路の幅員を証明するものです。

土木建設課に道路管理者の証明申請書を提出してください。

都市公園の利用について

都市整備課 ☎998-6989

八重瀬町には都市公園が14箇所あり、レクリエーションや休憩、散策等、憩いの場として多くの町民に利用されています。

町民のみなさんが気持ちよく利用できるよう各自ゴミは持ち帰り、仲良く利用しましょう。

幼稚園や小学校の遠足や自治会のイベント等に利用する場合は、利用申請書の提出が必要です。利用申請書は町HPからダウンロードできます。

公園名	所在地	設備	問い合わせ先
東風平運動公園	字東風平1076番地（代表地番）	体育館、野球場、サッカー場、トレーニング室、遊具 等	【予約】 スポーツ振興課 ☎998-2140
西部プラザ公園	字当銘282番地（代表地番）	多目的広場 等	【管理】 都市整備課 ☎998-6989
八重瀬公園	字富盛1607番地（代表地番）	多目的広場	
長田門原公園	字官次278-1（代表地番）	パークゴルフ場、遊具 等	
馬場公園	字東風平150番地3（代表地番）	多目的広場	
宮森公園	字東風平316番地1（代表地番）	多目的広場、遊具	
屋宣原中央公園	屋宣原土地区画整理事業45街区		
屋宣原西公園	屋宣原土地区画整理事業28街区		
屋宣原東公園	屋宣原土地区画整理事業40街区		
西原の丘公園	伊霸土地区画整理事業54街区	多目的広場	
伊霸中央公園	伊霸土地区画整理事業27街区		
伊霸憩いの広場	伊霸土地区画整理事業9街区		
東風平の丘公園	伊霸土地区画整理事業61街区		
富盛中央公園	富盛田園土地区画整理事業22街区		富盛公民館 ☎998-5225



生活・環境

